

流 山 市
汚 泥 再 生 処 理 セ ン タ ー
建 設 工 事
入 札 説 明 書

平成19年10月

流 山 市



***** 目次 *****

第1	はじめに	1
第2	建設工事の概要	2
1.	発注者	2
2.	工事名	2
3.	工事場所	2
4.	工事場所の立地条件	2
5.	工期	2
6.	工事対象施設の種類	2
7.	工事対象施設の概要	3
8.	工事範囲	4
9.	請負者の決定方法	4
第3	入札公告から契約までのスケジュール	5
第4	入札参加者に関する条件	6
1.	入札参加者の備えるべき参加資格要件	6
(1)	入札参加者の構成等	6
(2)	共同企業体の結成に必要な資格に関する事項	6
(3)	共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項	6
(4)	一企業に必要な資格に関する事項	7
(5)	本件入札に参加することができない者	7
2.	応募に関する留意事項	8
(1)	入札説明書類の承諾	8
(2)	費用負担	8
(3)	入札保証金	8
(4)	使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻	8
(5)	著作権	8
(6)	提出書類の取扱い	8
(7)	市が提供する資料の取扱い	8
(8)	予定価格の公表	8
(9)	その他	8
3.	入札に関する手続	9
(1)	入札説明書類の配付日時等	9

(2) 入札説明書類に関する質問の受付	9
(3) 入札説明書類の質問に対する回答	9
(4) 入札参加表明書及び参加資格審査申請書の提出	10
(5) 参加資格審査	11
(6) 参考資料の閲覧	12
(7) 工事場所の確認（現場確認）	13
(8) 入札執行等	14
第5 建設工事の条件等	18
1. 工事提案に関する条件	18
(1) 市が支払う建設費	18
(2) 設計・建設に係る提案条件	18
(3) 評価内容の担保	18
2. 予想されるリスクの責任分担	18
(1) リスク管理の基本方針	18
(2) リスク分担	18
3. 第三者賠償保険への加入	19
4. 工事再委託の禁止	19
第6 入札書類の審査	20
1. 審査会の設置	20
2. 審査及び落札業者の決定	20
(1) 入札書類等審査	20
(2) 技術提案等の内容についての説明及び質疑	20
(3) 審査事項	20
(4) 落札者の決定	20
(5) 入札結果の説明	20
3. 契約の締結	20
4. 事務局	22
別紙 リスク分担表	23

第1 はじめに

流山市（以下「市」という。）では、市域で排出されるし尿及び浄化槽汚泥を、市所管のし尿処理施設で処理している。現有施設は、計画処理量 75kL/日、標準脱窒素処理方式によるし尿処理施設で、昭和50年度に稼動し、度重なる増改造を経て現在に至っている。現有施設においては、経年的な使用に伴う設備装置の老朽化、搬入状況の変化による処理機能への影響など、数多くの課題を抱える状況である。

市では、このたび、現有施設の課題を解消し、より効率的かつ効果的なし尿処理を行うとともに、循環型社会の形成に貢献することを目的として、施設の全体更新を行うものとした。新たに整備する施設では、衛生処理を主目的とした従来のし尿処理施設から脱却し、処理汚泥や剪定枝の資源化など、有機性廃棄物の処理とリサイクルを複合的に行うものとする。そのため、施設整備事業は、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金事業」として実施し、施設を有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）として整備する。

計画する施設の整備に当たっては、周辺環境へ十分配慮しつつ、信頼性の高い処理と資源化が効率的に行えるよう配慮する必要がある。市では、処理や資源化の安心、安全はもとより、効率性、合理性に配慮しつつ、経済的な施設整備を行うため、計画施設の設計・施工業者を公募し、総合評価方式により落札者を決定するものとした。

この入札説明書は、市が流山市汚泥再生処理センター建設工事（以下「建設工事」という。）の契約を締結しようとする落札者（以下「請負者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に配付するものである。入札参加者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札等に必要な書類を提出するものとする。

なお、本入札説明書に併せて配付する様式集、要求水準書、落札者決定基準も一体の資料とみなし、これらの全資料を含めて「入札説明書類」とする。

第2 建設工事の概要

1. 発注者

流山市

2. 工事名

流山市汚泥再生処理センター建設工事

3. 工事場所

千葉県流山市このす台1594番

4. 工事場所の立地条件

工事場所の立地条件は、次のとおりである。

項目	概 要	
敷地面積	約 14,600 m ²	
周辺状況	北側	東深井地区公園があり、その背後には閑静な住宅地がある。
	西側	
	東側	休耕田
	南側	雑木林
用途地域	第一種住居地域	
高度地区	第一種高度地区	
建ぺい率	60%	
容積率	200%	
緑化率	指定なし（ただし、流山市開発指導要綱により敷地面積の25%以上とする。）	
防火地域等	指定なし	
その他	都市計画変更手続中	

5. 工期

議会の議決の日の翌日から平成22年3月31日まで（2カ年継続事業）

（本件は議会の承認を得るものである。）

供用開始：平成22年4月1日

なお、工事着手については、流山市旧清美園焼却施設解体・撤去工事の完了後となることから、概ね平成20年11月頃となる。

6. 工事対象施設の種類

有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）

7. 工事対象施設の概要

建設工事の対象となる施設の概要は、次のとおりである。

項目		概 要
汚泥再生処理センター	処理方式	入札参加者の提案による。
	処理対象物及び計画処理量	し尿：11kL／日 浄化槽汚泥：45kL／日 剪定枝：3 t／日（チップ化等）
	処理性能	放流水質 pH:5.8～8.6、BOD:10mg/L以下 COD:20mg/L以下、SS:5mg/L以下 T-N:10mg/L以下、T-P:1mg/L以下 大腸菌群数1,000個/cm ³ 以下 その他、各種規制基準に準拠した処理性能とする。
	有機性廃棄物資源化設備	汚泥助燃剤設備及び剪定枝チップ化・堆肥化設備 （別棟とする場合は、建築基準法上一棟とする。）
管理施設		管理事務所、見学者対応設備 （合棟・別棟は、入札参加者の提案による。）

8. 工事範囲

建設工事の範囲は次のとおりである。なお、詳細については、要求水準書に示す。

区 分	概 要
施設の建設	施設の実施設計及び詳細設計
	建築確認申請等各種許認可申請の手続
	交付金申請手続に関する資料の作成
	施設設置届等に関する資料の作成
	着工準備（用地造成、インフラ整備等）
	施工及び施工管理
	付帯施設、緑地等の整備
	施設の試運転
	施設の性能確認及び引渡し
	市が行う近隣対応への協力
施設の運営	施設の運転指導
	備品及び稼動後 3 年間の消耗品の納入
	施設引渡し後の各種保証
上記項目に付随する業務	

9. 請負者の決定方法

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式で行い、「流山市汚泥再生処理センター建設工事総合評価落札方式実施要綱」により決定する。

第3 入札公告から契約までのスケジュール

建設工事にかかる入札公告から契約までのスケジュールは、次のとおりとする。

日 付	内 容
平成19年 10月 31日（水）	入札公告
平成19年 10月 31日（水）から 平成19年 11月 8日（木）まで	入札説明書類の配付
平成19年 11月 8日（木）から 平成19年 11月 9日（金）まで	入札説明書類に関する質問受付（第1回） （ただし、要求水準書に関する内容は除く）
平成19年 11月 14日（水）	入札説明書類の質問に対する回答（第1回）
平成19年 11月 9日（金）から 平成19年 11月 16日（金）まで	参加表明書及び参加資格審査申請書の受付
平成19年 11月 下旬	参加資格審査の結果通知書の交付
平成19年 11月 27日（火）から 平成19年 11月 30日（金）まで	参考資料閲覧及び工事場所確認の受付
平成19年 12月 3日（月）から 平成19年 12月 7日（金）まで	参考資料の閲覧及び工事場所の確認
平成19年 12月 3日（月）から 平成19年 12月 10日（月）まで	入札説明書類に関する質問受付（第2回）
平成19年 12月 21日（金）	入札説明書類の質問に対する回答（第2回）
平成20年 1月 21日（月）	入札書類の提出及び入札
平成20年 4月 中旬	技術提案等の内容についての説明及び質疑
平成20年 4月 下旬	落札者の決定及び公表
平成20年 5月 上旬	仮契約
平成20年 6月 中旬	議会承認
平成20年 6月 下旬	工事請負契約締結

第4 入札参加者に関する条件

1. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者は、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）第125条第2項の規定による有資格業者名簿に登載されている者であること。
- イ 入札参加者は、複数の企業で構成する企業体（以下「共同企業体」という。）または一企業とする。

(2) 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項

- ア 共同企業体の構成員数は、3社以内とする。
- イ 共同企業体の代表者（以下「代表構成員」という。）は、構成員のうち最大の施工能力を有する者とする。
- ウ 代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。
- エ 各構成員の出資比率は、2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上でなければならない。
- オ 各構成員は、別に配布する特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結しなければならない。
- カ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員を兼ねてはならない。また、一企業としての参加申請もしてはならない
- キ 入札参加資格審査申請書提出後の共同企業体の構成員の変更は、認めない。
- ク 清掃施設工事に係る近接工事（申請日時点で本工事場所から最近部で100メートル以内で行われている工事）を施工していない者（共同企業体としての請負も含む。）

(3) 共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

ア 代表構成員に必要な資格

- （ア）流山市財務規則第125条第2項の規定による有資格業者名簿の清掃施設工事に登載されている者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有するもの

- （イ）この公告の前日における本市経営事項審査における審査結果（清掃施設工事）が800点以上であるもの

イ 代表構成員以外の構成員に必要な資格

- （ア）流山市財務規則第125条第2項の規定による有資格業者名簿に登載されている者

ウ いずれかの構成員に必要な資格

- （ア）汚泥再生処理センターの建設工事を元請けとして行い、稼動開始に至っ

た経緯を有する者（実績や人材の提供を含めて営業譲渡を受けた場合を含む。）であること。

（イ）清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、し尿処理施設建設工事の経験がある技術者を専任で配置できること。

（４）一企業に必要な資格に関する事項

ア 流山市財務規則第１２５条第２項の規定による有資格業者名簿の清掃施設工事に登載されている者で、建設業法第１５条に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有するもの

イ この公告の前日における本市経営事項審査における審査結果（清掃施設工事）が８００点以上であるもの

ウ 汚泥再生処理センターの建設工事を元請けとして行い、稼動開始に至った経緯を有する者（実績や人材の提供を含めて営業譲渡を受けた場合を含む。）であること。

エ 清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、し尿処理施設建設工事の経験がある技術者を専任で配置できること。

（５）本件入札に参加することができない者

入札参加者（共同企業体の場合は、構成員とする）は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当するものは、入札に参加することができないものとする。

ア この公告の日から当該入札の日までの間において、市長から指名停止又は指名除外を受けている者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過しない者又は入札日前６ヶ月以内に手形若しくは小切手を不渡りとした者

ウ 商法（明治３２年法律第４８号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者

エ 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産の申立てがなされている者

オ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した場合は、更正手続きが完了していない者

カ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した場合は、再生手続きが完了していない者

キ 申請日現在において、法人税、消費税、又は地方消費税を滞納している者

ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から５年を経過していない者

2. 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書類の承諾

入札参加者は、入札書類提出書（様式13）の提出をもって、入札説明書類及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募から契約締結までに必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

免除する。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は、日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札参加者から入札説明書類に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が入札参加者の承諾を得た場合には、入札説明書類に基づき提出される書類の内容を無償で利用できるものとする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、書き換え、引換え又は撤回することができない。
なお、落札者決定後、市が必要な部数を除き返却する。

(7) 市が提供する資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
また、この検討の範囲内であっても、市の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示してはならない。

(8) 予定価格の公表

予定価格は、1,910,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。なお、最低制限価格は設定しない。

(9) その他

入札説明書類に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

3. 入札に関する手続

(1) 入札説明書類の配付日時等

ア 配付日

平成19年10月31日（水）から平成19年11月8日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

イ 配付時間及び場所

（ア）時 間 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

（イ）場 所 流山市 環境部 リサイクル推進課

資源循環型施設整備室 事務局

（本入札説明書「第6 4. 事務局」参照のこと。）

ウ 配付資料

入札説明書、様式集、要求水準書、落札者決定基準

（入札説明書、様式集、落札者決定基準については市のホームページからダウンロード可）

(2) 入札説明書類に関する質問の受付

入札説明書類の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。ただし、第1回目については要求水準書に関する内容を除く。

ア 受付期間

（ア）第1回 平成19年11月8日（木）午前9時から

平成19年11月9日（金）午後5時まで

（イ）第2回 平成19年12月3日（月）午前9時から

平成19年12月10日（月）午後5時まで

イ 質問方法

入札説明書類に関する説明書（様式1）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール（開封通知付き）により提出すること。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Excel」（Windows版）とし、表題を「質問書提出 事務局宛」とすること。

それ以外の方法（電話、FAX、口頭、郵送等）による質問は受け付けない。

提出先：流山市 環境部 リサイクル推進課

資源循環型施設整備室 事務局

（本入札説明書「第6 4. 事務局」参照のこと。）

(3) 入札説明書類の質問に対する回答

回答については次のとおり行う。

なお、電話、FAX、口頭及び郵送等による質問には対応しない。

また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

ア 第1回 平成19年11月14日（水）から平成19年11月16日（金）までの間、市のホームページにおいて回答する。

イ 第2回 平成19年12月21日（金）までに市から参加資格審査を経て適格業者と認められた者（以下「適格業者」という。）全員に対して、回答書を電子メールにて送信する。

（4）入札参加表明書及び参加資格審査申請書の提出

次により入札参加表明書及び参加資格審査申請書を受け付ける。

ア 提出期間

（ア）日 程 平成19年11月9日（金）から平成19年11月16日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

（イ）時 間 午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

イ 提出先

（ア）提出先 流山市 環境部 リサイクル推進課
資源循環型施設整備室 事務局
（本入札説明書「第6 4. 事務局」参照のこと。）

ウ 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

エ 提出書類

（ア）一企業の場合

a 入札参加表明書 (様式2-1)

b 参加資格審査申請書（様式3-1）及び添付書類

（a）会社概要・業務経歴書

（b）清掃施設工事に係る特定建設業許可通知書の写し又は特定建設業許可証明書

（c）納税証明書（法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3））（写し）（直近3ヶ月以内のものとする）

（d）汚泥再生処理センター建設工事の施工実績（様式4）及び工事内容が明記されている部分が明記されている当該工事請負契約書等（写し）

（e）専任で配置される監理技術者の資格の種類を証する書類

i 監理技術者の経歴 (様式5)

- ii 監理技術者と所属会社との雇用関係を明らかにする書類
 - iii 法令による資格者証等（写し）
- （イ）共同企業体の場合
- a 入札参加表明書 (様式2-2)
 - b 参加資格審査申請書（様式3-2）及び添付書類
 - c 共同企業体の結成に必要な書類
 - (a) 特定建設工事共同企業体資格審査申請書 (様式40)
 - (b) 特定建設工事共同企業体協定書 (様式41)
 - (c) 使用印鑑届 (様式42)
 - (d) 構成員表 (様式6)
 - (e) 工事実施体制 (様式7)
 - d 代表構成員及び構成員に必要な書類（共通書類）
 - (a) 会社概要・業務経歴書
 - (b) 納税証明書（法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3））（写し）（直近3ヶ月以内のものとする）
 - e 代表構成員のみに必要な書類
 - (a) 清掃施設工事に係る特定建設業許可通知書の写し又は特定建設業許可証明書
 - f いずれかの構成員に必要な書類
 - (a) 汚泥再生処理センター建設工事の施工実績（様式4）及び工事内容が明記されている部分が明記されている当該工事請負契約書等（写し）
 - (b) 専任で配置される監理技術者の資格の種類を証する書類
 - i 監理技術者の経歴 (様式5)
 - ii 監理技術者と所属会社との雇用関係を明らかにする書類
 - iii 法令による資格者証等（写し）

（5）参加資格審査

市は、提出された入札参加表明書及び参加資格審査申請書等により入札参加者の参加資格要件を満たしているか審査を行う。

ア 適格業者には電話連絡し、指定した期日及び時間に、参加資格審査結果通知書の交付及び「確約書」の配布を行う。

ただし、適格業者のうち、入札の日までの間において「第4 1.（5）本件入札に参加することができない者」に該当した場合は、参加資格を失うものとする。

イ 不適格業者には電話連絡し、後日、参加資格審査結果通知書を送付する。

なお、不適格業者は、市に対して、書面（任意様式）にて、次によりその理由の説明を求めることができる。

- (ア) 提出方法 持参のみ（郵送・FAX・電子メールによるものは受け付けない）。
- (イ) 提出期限 平成19年12月4日（火）午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日を除く）
- (ウ) 提出先 流山市 環境部 リサイクル推進課
資源循環型施設整備室 事務局
（本入札説明書「第6 4. 事務局」参照のこと。）
- (エ) 回答方法等 平成19年12月11日（火）付けで書面により行う。

(6) 参考資料の閲覧

閲覧に供する参考資料及び閲覧の場所・期間等は、次のとおりとする。参考資料の閲覧を希望する者は、参考資料閲覧申込書（様式9）により事前の申込を行い、閲覧時に誓約書（様式10）を提出して閲覧すること。

（閲覧に供する参考資料一覧）

- 流山市じん芥焼却場建設工事建築及び建築設備完成図書（土質柱状図含む）
- 流山市汚泥再生処理センター基本計画書
- 剪定枝搬入実績
- 旧清美園敷地内調査に係るボーリング柱状図
- 千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引

ア 閲覧申込の受付期間

平成19年11月27日（火）午前9時から平成19年11月30日（金）午後5時まで

イ 申込書類の提出先と提出方法

- (ア) 提出先 流山市 環境部 リサイクル推進課
資源循環型施設整備室 事務局
（本入札説明書「第6 4. 事務局」参照のこと。）

- (イ) 提出方法 参考資料閲覧申込書（様式9） 電子メールによる。
（開封通知付き）
誓約書（様式10） 持参による。

ウ 閲覧期間

平成19年12月3日（月）から平成19年12月7日（金）までの午

前9時から午後5時までの間で、市が指定した日時とする。

エ 閲覧場所 流山市 環境部 リサイクル推進課

資源循環型施設整備室 事務局

(本入札説明書「第6 4. 事務局」参照のこと。)

オ 閲覧にあたっての留意事項

(ア) 閲覧は、入札参加資格を有する適格業者とする。なお、適格業者が、共同企業体の場合は、その共同企業体の構成員の1社のみとする。

(イ) 閲覧時には、適格業者に所属していることを証明する身分証明書を提示すること。

(ウ) 閲覧は、午前または午後のいずれか3時間とする。

(エ) 資料の貸出しは行わない。また、指定された閲覧時間内において、コピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体を使用する場合には、必ず市の了解を得ること。

(7) 工事場所の確認(現場確認)

現場確認を希望する者は、現場確認申込書(様式11)により事前の申込を行い、現場確認時に誓約書(様式12)を提出して確認を行うこと。

ア 現場確認申込の受付期間

平成19年11月27日(火)午前9時から平成19年11月30日(金)午後5時まで

イ 申込書類の提出先と提出方法

(ア) 提出先 流山市 環境部 リサイクル推進課

資源循環型施設整備室 事務局

(本入札説明書「第6 4. 事務局」参照のこと。)

(イ) 提出方法 現場確認申込書(様式11) 電子メールによる。

(開封通知付き)

誓約書(様式12) 持参による。

ウ 現場確認の期間

平成19年12月3日(月)から平成19年12月7日(金)までの午前9時から午後5時までの間で、市が指定した日時とする。

エ 現場確認にあたっての留意事項

(ア) 現場確認は、入札参加資格を有する適格業者とする。なお、適格業者が、共同企業体の場合は、その共同企業体の構成員の1社のみとする。

(イ) 現場確認時には、適格業者に所属していることを証明する身分証明書を提示すること。

(ウ) 現場確認は、午前または午後のいずれか3時間とする。

(8) 入札執行等

ア 入札の執行日時及び場所

(ア) 日 時 平成20年1月21日(月) 午前9時から午後5時までの間で、市が指定した日時とする。

(イ) 場 所 流山市クリーンセンター リサイクルプラザ・プラザ館2階
研修室(千葉県流山市下花輪191番地)

イ 入札書類

入札書類については、次のとおりとする。

(ア) 入札書類提出書 (様式13)

(イ) 入札価格書 (様式14)

(ウ) 流山市汚泥再生処理センター建設工事の工事費内訳 (様式15)

(エ) 流山市汚泥再生処理センター建設工事技術提案書(以下「技術提案書」という。)

提出部数については、(ア)から(ウ)までは1部、(エ)については正1部、副10部とする。また、その他に提出書類等を電子データとしてCD-ROMにより1部提出すること。(保存形式:「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」(Windows版)またはPDF形式とする。)

ウ 入札執行等

(ア) 入札参加者又はその代理人(以下「入札参加者等」という。)は、入札時間の15分前までに所定の場所において、静粛に待機しなければならない。

(イ) 入札参加者等は、入札の直前に確約書(様式43)を提出しなければならない。

(ウ) 入札参加者は、代理人を入札に参加させるときは、委任状(様式8)を入札の前までに提出しなければならない。

(エ) 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を前項の代理人とすることができない。

(オ) 入札金額は、流山市汚泥再生処理センター建設工事に係る総額(消費税及び地方消費税を除く)金額を記入すること。

(カ) 入札価格書は、所定の様式により作成し、封筒に入れた上、当該封筒に入れた入札参加者の名称並びに工事名、及び参加資格審査結果の通知に記載されている入札参加者番号を記入し、入札執行者の指示するところにより提出すること。

(キ) その他の書類については、入札価格書提出時と同時に入札執行者の指

示するところにより提出すること。

(ク) 入札参加者等は、提出した入札書類の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(ケ) 入札参加者等は、郵送により入札することができない。

(コ) 入札回数は、初度の1回とする。

(サ) 当該案件は価格以外の要素も含めて落札者を決定する総合評価入札方式であることから、開札を行った後、入札の保留を宣言し、後日改めて、「第6 2 審査の方法」に定める方法により審査する。

(シ) 入札価格が予定価格を超えていない入札参加者の入札書類について「落札者決定基準」に従って審査を行う。

エ 技術提案書

技術提案書として提出する書類及び様式番号は、以下のとおりである。

(ア) 設計仕様書

- | | | |
|---|-------------|--------|
| a | 設計仕様書 | (様式16) |
| b | 設計仕様書表紙 | (様式17) |
| c | 総則 | (様式18) |
| d | 計画に関する基本的事項 | (様式19) |
| e | 処理設備仕様 | (様式20) |
| f | 電気・計装設備仕様 | (様式21) |
| g | 土木・建築工事仕様 | (様式22) |
| h | その他設備仕様 | (様式23) |
| i | 水槽、機器リスト | (様式24) |
| j | リスク分担 | (様式25) |

(イ) 設計計算書

- | | | |
|---|-------------------|--------|
| a | 設計計算書 | (様式26) |
| b | 設計計算書表紙 | (様式27) |
| c | 設計条件 | (様式28) |
| d | 水量収支 | (様式29) |
| e | 工程別の水質と除去率 | (様式30) |
| f | 各設備必要容量・能力・数量等計算書 | (様式31) |

(ウ) 図面

- | | | |
|---|----------|--------|
| a | 図面 | (様式32) |
| b | 図面表紙 | (様式33) |
| c | 全体配置図 | (様式任意) |
| d | 動線計画図 | (様式任意) |
| e | 処理フローシート | (様式任意) |

- f 水位工程図 (様式任意)
- g 主要機器配置図 (様式任意)
- h 土木建築一般図 (様式任意)
- i 受変電設備単線結線図 (様式任意)
- j 計装フローシート (様式任意)
- k システム系統図 (様式任意)
- l 植樹造園図 (様式任意)
- m 工事工程表 (様式任意)
- (エ) 施設概要説明書
 - a 施設概要説明書 (様式34)
 - b 施設概要説明書表紙 (様式35)
 - c 施設の概要 (様式任意)
 - d 処理フローシート (様式任意)
 - e 水位工程図 (様式任意)
 - f 水量収支、工程別水質及び除去率 (様式29、30)
 - g 全体配置図 (様式任意)
 - h 車両動線図 (様式任意)
 - i 主要機器配置図 (様式任意)
 - j 土木建築図面 (様式任意)
 - k 鳥瞰図 (カラー) (様式任意)
- (オ) 特定要求事項提案書
 - a 特定要求事項提案書 (様式36)
 - b 特定要求事項提案書表紙 (様式37)
 - c 汚泥、剪定枝等の適正な資源化に関する事項 (様式任意)
 - d 使用エネルギーの削減に関する事項 (様式任意)
 - e 環境保全対策、環境負荷の削減に関する事項 (様式任意)
 - f 景観等、周辺環境との調和に関する事項 (様式任意)
 - g 維持管理コストの削減に関する事項 (様式任意)

(ただし、維持管理経費については様式38)

オ 技術提案書作成要領

技術提案書は、様式集に基づき作成し、用紙のサイズについても様式集で示されたサイズとする。また、本文は横書きとし、文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。

ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

なお、会社名やロゴマークは一切使用しないこととし、参加資格審査結果の通知に記載されている入札参加番号を記入すること。

カ 入札辞退

- (ア) 入札参加者等は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (イ) 入札参加者等は、入札を辞退するときは、次の各号の区分に従い当該各号に定めるところによりその旨を申し出るものとする。
 - a 入札執行前 入札日の前日までに入札辞退届（様式39）により申し出るものとする。
 - b 入札執行中 所定の入札辞退届、辞退の旨を明記した入札価格書又は口頭により申し出るものとする。

(ウ) 入札を辞退した者は、辞退を理由に不利益な取扱いを受けることはない。

キ 入札参加資格の欠格

- (ア) 入札参加資格を取り消されたとき
- (イ) 入札参加資格を停止されているとき
- (ウ) 確約書又は提出すべき委任状の提出のないとき
- (エ) その他入札に参加する条件に違反しているとき

ク 入札の無効

- (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (イ) 記名又は押印のない入札
- (ウ) 金額を訂正した入札
- (エ) 誤字又は脱字等により、意思表示が不明瞭である入札
- (オ) 提出すべき入札書類等の提出のない入札
- (カ) 明らかに連合であると認められる入札
- (キ) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (ク) 予定価格を超えた入札
- (ケ) その他入札に関する条件に違反した者の入札

ケ 入札の延期、取り止め等

- (ア) 入札の執行は、都合により延期し、又は取り止めることがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。
- (イ) 入札参加者等が連合又は不穏の行動をなす等の疑義が生じ入札の公正を確保することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

第5 建設工事の条件等

建設工事の実施に係る条件等は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件等を踏まえて、入札書類を作成すること。

1. 工事提案に関する条件

(1) 市が支払う建設費

ア 建設費の考え方

市は、契約に基づき工事請負者が行う設計、建設に関する費用として、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を支払う。

(2) 設計・建設に係る提案条件

ア 処理対象物は、し尿、浄化槽汚泥及び剪定枝とする。

イ 当該予定地は、水質総量規制の対象地域であることから、総量規制基準を満足できる施設とする。

ウ 処理方式については、環境性能・経済効果、資源化について最良の方式となるものを提案すること。

エ 技術提案事項について、施設供用開始後も責任あるものとする。

また、ランニングコストに関し提案のあった金額についても同様とする。

(3) 評価内容の担保

実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札価格書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う。

あわせて、工事成績評点を減ずる措置を行う。

2. 予想されるリスクの責任分担

(1) リスク管理の基本方針

計画施設の設計・建設に係る責任は、原則として請負者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途請負者と協議の上、市が責任を負う。

(2) リスク分担

予想されるリスク及び市と請負者との責任分担は原則として別紙「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、工事契約で定める。

3. 第3者賠償保険への加入

建設工事の請負者は、建設工事保険または組立保険（または類似の機能を有する共済等を含む）及び請負者賠償責任保険（または類似の機能を有する共済等を含む）に加入すること。

4. 工事再委託の禁止

建設工事の請負者は、工事の全部若しくは一部を外部に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、請負者が予め書面により、工事の一部について、外部に委託し、または請け負わせることについて、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

第6 入札書類の審査

1. 審査会の設置

当該建設工事の請負者選定にあたり、競争性、公正性及び透明性を確保することを目的に、流山市汚泥再生処理センター建設工事請負契約に係る総合評価競争入札審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

なお、審査会は非公開とする。

2. 審査及び落札業者の決定

(1) 入札書類等審査

審査会は、「落札者決定基準」に従って、入札書類の審査を行い、優秀提案を選定する。

(2) 技術提案等の内容についての説明及び質疑

審査会は、入札の結果、有効な入札を行った参加業者について、技術提案書等について、説明及び質疑（以下「ヒアリング」という）を行うものとする。

なお、ヒアリングの実施時期は、平成20年4月中旬とし、ヒアリングの実施要領、日時及び場所は後日、文書で通知する。

(3) 審査事項

落札者決定基準に示す。

(4) 落札者の決定

落札者の決定については、「流山市汚泥再生処理センター建設工事総合評価落札方式実施要綱」により決定する。なお、その結果については、平成20年4月下旬に入札参加者に文書で通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

また、電話等による問合せには応じない。

(5) 入札結果の説明

入札に参加した者で落札者とならなかったものは、総合評価結果の公表を行った日の翌日から起算して10日以内に、その理由の説明を市に対して、書面（任意様式）により求めることができる。

3. 契約の締結

(1) 契約の締結は、契約書に当事者の記名及び押印をすることにより行わなければならない。

(2) 契約書は、契約頭書、仕様書、設計書及び質疑回答書その他発注者が特に必要と認める書類を袋とじすることにより作成するものとする。

(3) 本件は議会の議決を要するため、落札者は、審査会の落札決定の日から市から指示された時期に仮契約を作成しなければならない。

- (4) 落札者が、前項に指示された時期に契約を締結しないときは、落札は、その効力を失う。
- (5) 請負者は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づく建設業退職金共済契約に基づき共済証紙を購入し、建設工事請負契約の締結後1か月以内（工期が1か月以内の場合は、工期の末日まで）にその旨を所定の報告書により報告しなければならない。
- (6) 請負者が前項の共済証紙を購入しないとき、又は証紙購入額が購入標準額に達しないときは、その理由を前項の報告書により同項に規定する期間内に報告しなければならない。
- (7) 落札者が契約を締結しない場合は、次順位者と契約を締結する。

4. 事務局

建設工事請負者の公募及び選定に係る事務局は、次のとおりである。

流山市 環境部 リサイクル推進課 資源循環型施設整備室

住 所 : 千葉県流山市下花輪191番地

流山市クリーンセンター プラザ館1階

電 話 : 04-7157-8250

F A X : 04-7150-8070

電子メール : risaikuru@city.nagareyama.chiba.jp

流山市クリーンセンター



(拡大図)



■ 交通案内 ■

総武流山電鉄流山駅から徒歩30分 東武野田線初石駅から徒歩30分

つくばエクスプレス流山おおたかの森駅から徒歩40分 京成バス中花輪バス停から徒歩5分

南流山または流山おおたかの森駅から東武バスイースト乗車 クリーンセンターバス停すぐ

別紙

リスク分担表

段階	リスク	リスクの内容		リスクに対する責任負担者 ○：主負担 △：一部負担	
				市	請負者
共通	法令変更リスク (税制度含む)	1	建設工事に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
		2	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○
	住民対応リスク	3	建設に対する住民反対運動等に関するもの等	○	○
	工事の中止・遅延 に関するリスク	4	市の指示等によるもの	○	
		5	市の債務不履行によるもの	○	
		6	請負者が行う設計・建設に必要な許認可などの遅延によるもの		○
		7	請負者の責による工事の中止及び請負者の責任放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク	8	天災・暴動等による変更・中止等が生じるリスク	○	△
設計・建設	入札説明書等 変更リスク	9	入札説明書、要求水準書、その他市が提示した図書等必要データの変更・不備など	○	
	設計・施工に関するリスク	10	市の責による事業内容の変更に起因する要求性能の変更	○	
		11	請負者の責による要求性能の未達		○
	第三者賠償リスク	12	設計・建設において第三者に損害を与えるリスク		○
	事故の発生リスク	13	建設時の事故発生		○
	環境保全リスク	14	建設に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等		○
		15	稼動に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等	○	△
施設の引渡し	運転指導リスク	16	運転指導の不備により市が適正な運転を行えない		○
	施設の性能確保 リスク	17	施設の引渡し時における要求性能確保に関するもの		○